

公共施設への太陽光発電設備等導入業務

質疑事項に対する

回 答 書

令和6年6月27日

守山市総務部総務課

公共施設への太陽光発電設備等導入業務(PPA方式) 公募型プロポーザル

No	内容	回答
1	既設太陽光発電設備が逆潮流をしているか。	守山小学校以外の物部小学校、玉津小学校、守山北中学校、明富中学校は逆潮流している。
2	既設太陽光発電設備が出力制御をしているか。	出力制御はしていない。
3	既設太陽光発電設備がFITを取得しているか。また、取得している場合は全量売電か余剰売電か。	FITを取得している。余剰売電である。
4	既設太陽光設備の導入に際して、補助金等を取得しているか。取得している場合の補助金名は何か。	学校施設環境改善交付金の交付を受けている。
5	申請者が技術者を雇用している必要があるのか。スキーム上の体制に入っていればいいのか。その場合の技術者調書の書き方	適切な執行体制であれば本業務の協力業者でも構わない。その場合は様式第4号の雇用期間は協力業者での雇用期間とする。
6	弊社が本プロポーザルで提案させていただくスキームではPPA事業は特別目的会社(SPC)が実施すると想定されている。その場合、弊社が事業者としてプロポーザルに申請してもよいのか	実施要領の参加資格を満たすものであれば申請は問題ないとする。
7	対象施設の30分データについて、2024年の2月と3月の日数が、おそらく逆になっている施設があるが、そのままデータを入れ替えて使用して問題ないか。エコパークの日数が10日始まりであるが、そのまま使用して問題ないか。物部小学校の計器が2023年10月から変わっているが、10月以降のデータは共有していただけないか。	数値に誤りがあったため、6月24日に市のホームページで別紙1、別紙5、別紙8、様式6を差し替えを行った。